

議案第 1 3 8 号

字の区域の変更について

地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、次表の左欄に掲げる土地を同表の右欄に掲げる字の区域に編入するため、議会の議決を求める。

なお、この字の区域の変更の効力は、土地改良法第 9 6 条において準用する同法第 5 4 条第 4 項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずるものとする。

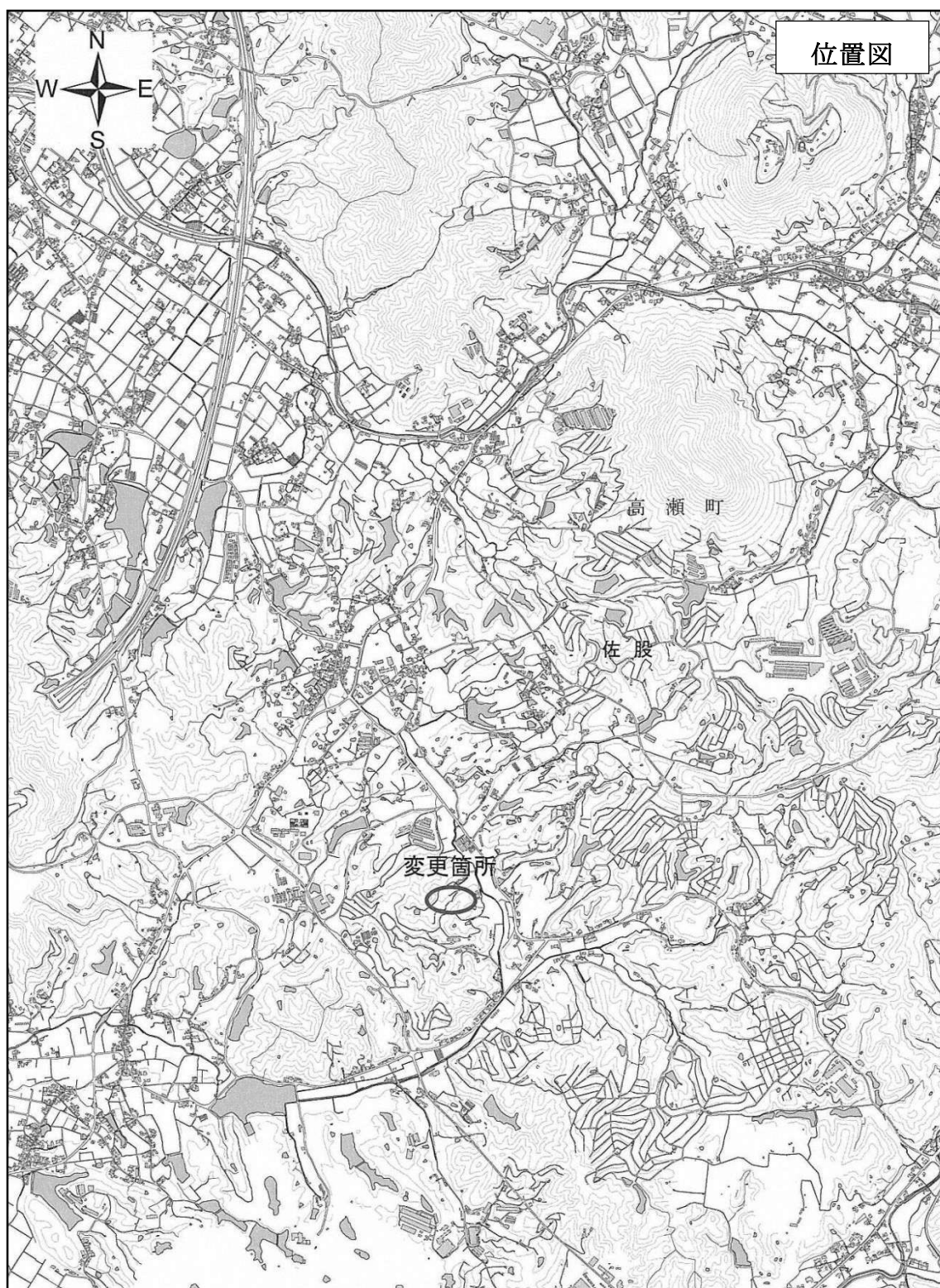
平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

三豊市長 横山 忠始

左 欄 (位 置)		右 欄
①	高瀬町佐股字深谷乙 453 の 2、乙 453 の 3、乙 454 の 2、乙 458 の 3 から乙 458 の 5 までの各一部、乙 458 の 19、乙 458 の 20 の一部、乙 458 の 24、乙 458 の 25、乙 459 の 7 及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部	高瀬町佐股字海ヶ砂子

(上表の地番は、平成 2 4 年 1 0 月 1 7 日現在の登記簿による。)

(議案第138号関係)



(議案第138号関係)

